

青 整 企 第 2 0 6 号
平成29年12月13日

一般社団法人青森県建設業協会会長 殿
青森県建設産業団体連絡協議会会長 殿
一般社団法人日本建設業連合会東北支部長 殿

青森県県土整備部
整備企画課長
(公印省略)

土木工事共通仕様書の一部改定及び
「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」
の取り扱いについて

日頃より、県土整備行政の御理解と御協力をいただきありがとうございます。

当部では、建設産業における生産性の向上に係る取組みを実施しているところです。

この度、土木工事共通仕様書を改定するとともに、青森県県土整備部発注工事における「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」の取り扱いを定めましたのでお知らせします。つきましては、貴協会員への周知をよろしくお願いします。

本通知は平成30年1月1日以降指名通知又は入札公告される工事から適用します。

記

1 土木工事共通仕様書の一部改定について

(1) 改定図書

土木工事共通仕様書 (参考資料)

(2) 改定内容

別紙1のとおり

2 「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」の取り扱いについて
別紙2のとおり取り扱うこととします。

(担 当)

整備企画課 技術管理G

Mail: seibikikaku@pref.aomori.lg.jp

Tel: 017-734-9645 (内6682)

Fax: 017-734-8184

16. レデーミクストコンクリート
標準使用基準
(朱書き見え消し)

レディーミクストコンクリート標準使用基準(土木工事)

無筋及び鉄筋別	区別番号	コンクリート種類別	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	最小セメント使用量 (kg/m ³)	水セメント比 (%)	セメントの種類	構造物の種類	備考
無筋コンクリート	②	普通	18	8	40	—	60 以下	高炉セメント(B種)	均しコンクリート、基礎コンクリート、側溝(U、L型)、管渠巻立、集水桝、石積(張)・ブロック積(張)の胴込・裏込、ガードケーブル基礎(端末支柱)、トンネル覆工(インバート)、擁壁、水路、重力式構造物(橋台)、護岸(法留、平張)、根固ブロック	
	③		18	8	40	—	55 以下	〃	海岸構造物、消波ブロック	
	④-1		18	12	40	270	60 以下	〃	トンネル覆工(NATM、小断面、矢板工法アーチ、側壁)	
	⑤		18	5	40	—	60 以下	〃	砂防ダム(堤体、側壁、水叩、堤冠部)	
	⑦		設計基準強度 16	3	25	265	60 以下	〃	コンクリート張工	
鉄筋コンクリート	⑧		21	8	40	—	55 以下	〃	側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ場	
	⑧-2		21	12	40	—	55 以下	〃		
	⑨		21	8	25	—	55 以下	〃	同上	
	⑨-2		21	12	25	—	55 以下	〃		
	⑩		21	8	40	300	45 以下	〃	同上(海水の影響を受ける構造物)	
	⑩-2		21	12	40	300	45 以下	〃		
	⑪		21	8	25	330	45 以下	〃	同上(同上)	
	⑪-2		21	12	25	330	45 以下	〃		
	⑫		24	8	25	—	55 以下	高炉セメント(B種) 又は 普通ポルトランドセメント	ラーメン構造物(αa=80kg/cm ²)、RCスラブ、RCT桁、RCホロースラブ、地覆、橋梁下部工、剛性防護柵、擁壁、函渠、桶門(管)	橋梁下部工、擁壁、函渠については高炉セメント(B種)とする
	⑫-2		24	12	25	—	55 以下	〃		
	⑬	24	8	40	—	55 以下	高炉セメント(B種)	深礎		
	⑬-2	24	12	40	—	55 以下	〃			
	⑭	24	8	25	300	55 以下	普通ポルトランドセメント	非合成桁床版		
⑭-2	24	12	25	300	55 以下	〃				
⑮-1	30	18	40	350	55 以下	高炉セメント(B種)	リバース杭、ベト杭			
⑮-2	30	18	25	350	55 以下	〃	同上			

⑬		30	8	25	—	55 以下	普通ポルトランドセメント又は 早強ポルトランドセメント	PC 橋(横桁、床版)、合成桁床版、プレテン I 桁中詰、PC ホロースラブ中詰	
⑬-2		30	12	25	—	55 以下	〃		
⑭		36	8	25	—	55 以下	〃	PC ガーメン橋、オールステーピングによる場所打ちポステン桁	
⑭-2		36	12	25	—	55 以下	〃		
⑮		40	8	25	—	55 以下	〃	ポステン主桁	
⑮-2		40	12	25	—	55 以下	〃		
⑯-1	舗装	曲げ 4.5	2.5	40	—	55 以下	高炉セメント(B 種)	コンクリート舗装	
⑯-2		曲げ 4.5	6.5	40	—	55 以下	〃	同上	

※本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。※粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である。(ex. 最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能)

※セメントの種類は参考である。なお、特定調達品目の高炉セメントを標準とするが、供給能力、気象・現場条件、緊急性等を勘案のうえ決定すること。

※区別番号⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯については、平成30年1月1日以降に入札公告を開始する工事から、それぞれ⑧-2、⑨-2、⑩-2、⑪-2、⑫-2、⑬-2、⑭-2、⑮-2、⑯-2を標準とする。

レディーミクストコンクリート標準使用基準(港湾工事)

無筋及び鉄筋別	区別番号	コンクリート種類別	呼び強度(N/mm ²)	スランプ(cm)	粗骨材最大寸法(mm)	最小セメント使用量(kg/m ³)	水セメント比(%)	セメントの種類	構造物の種類	備考
無筋コンクリート	②		18	8	40	—	65 以下	高炉セメント(B種)	中詰コンクリート、中詰ブロック、防波堤上部工、ケーソンの蓋コンクリート、本体ブロック	
	⑤		18	8	40	—	60 以下	〃	係船岸上部工、擁壁、係船直柱基礎(重力式)	
	⑥		18	8	40	—	55 以下	〃	海岸構造物、異形ブロック(消波、被覆)	
	⑦		24	8	25	—	55 以下	〃	直立消波ブロック	
	⑧		24	8	40	—	55 以下	〃	同上	
鉄筋コンクリート	⑨	普通	21	8	25	—	60 以下	〃	(係船岸上部工)	係船岸上部工を考慮したものであるが、運用にあたっては、設計計算書等の設計基準強度によるものとする。
	⑩		21	8	40	—	60 以下	〃	同上	
	⑪		24	8	25	—	60 以下	〃	係船岸基礎(杭式)、擁壁、係船岸上部工、擁壁、控杭上部工	
	⑫		24	8	40	—	60 以下	〃	同上	
	⑬		24	8	25	—	55 以下	〃	栈橋上部工	
	⑭		24	8	40	—	55 以下	〃	同上	
	⑮		24	12	25	—	55 以下	〃	ケーソン、セルラーブロック、L型ブロック	
	⑯	舗装	曲げ 4.5	2.5	40	—	—	〃	エプロン舗装	

※本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。※粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である。(ex. 最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能)

※セメントの種類は参考である。なお、特定調達品目の高炉セメントを標準とするが、供給能力、気象・現場条件、緊急性等を勘案のうえ決定すること。

注1) 10月1日以降発注する工事で、工期が冬期(11月1日～3月31日)にまたがる工事については、原則使用しないものとする。なお、繰越、債務負担工事等でコンクリートの打設を冬期以外に行うことが可能な工事については使用することができるものとする。

注2) 以下の場合には、普通ポルトランドセメントコンクリートを使用できるものとする。

- 1) 当該現場周辺で、高炉セメントコンクリートの供給が不可能な場合
- 2) 著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合
- 3) 災害復旧等、緊急を要する工事の場合
- 4) 監督職員が技術的に高炉セメントの使用が困難と認めた場合

別紙 2 :

流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドラインの取り扱いについて

1 はじめに

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」（以下「ガイドライン」と称する）を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打ち込み締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。

2 適用時期

平成 30 年 1 月 1 日以降に指名通知又は入札公告する工事から適用するものとする。

3 対象となる構造物

土木工事標準積算基準書で積算作業を行う一般的な鉄筋コンクリート構造物※においては、スランプ値を 12 cmとすることを標準とする。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、別紙レディーミクストコンクリート標準使用基準（土木工事）⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑯⑰⑱に示す構造物である。

4 その他の構造物

港湾、空港及び建築工事の構造物については、従来どおりであり、対象外とする。

5 特記仕様書への記載について

対象となる構造物は、特記仕様書に現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について、記載することとする。

<特記仕様書記載例>

（現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

第〇条 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打ち込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は 12 cmとすることを標準とする。

2 青森県県土整備部の土木工事共通仕様書及び設計図書等の関係図書に記

別紙 2 :

流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドラインの取り扱いについて

載のある一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランプ値は、8 cmを 12 cmと読み替える。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、青森県県土整備部共通仕様書（参考資料）「レディーミクストコンクリート標準使用基準（土木工事）」⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱に示す構造物である。

6 品質確認について

スランプ値 12 cmの場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」及び「ガイドライン」により、品質の確認を行うこととする。

スランプ値 12 cmを超える場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「ガイドライン」及び「コンクリート標準示方書（施工編）」等に基づき、請負者と協議して品質確認方法を定めることとする。

流動性を高めたコンクリート_補足について

通知文の想定している範囲

現場打ちコンクリート

土木工事のコンクリート工

現場打ち鉄筋コンクリート(PC含)

各種条件からスランプ値を適切に設定すること

一般的

を使用

スランプ値
12cm
を標準とする

それ以外

等
を使用

リバー杭
Co舗装
等

現場打ち無筋コンクリート

~ 等を使用
今回対象外

港湾工事の
コンクリート工

今回対象外

空港工事の
コンクリート工

今回対象外

建築工事の
コンクリート工

今回対象外